

C D S 清算業務に関する清算参加者に対する検査に関する規則

(目的)

第1条 このC D S 清算業務に関する清算参加者に対する検査に関する規則(以下「本規則」という。)は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「当社」という。)が制定したC D S 清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)第21条第1項の規定に基づく検査(以下「検査」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例による。

(検査員)

第3条 検査は、当社の職員のうちから当社が任命した者(以下「検査員」という。)が行う。ただし、当社が検査の目的に照らして必要と認めるときは、情報システム、財務その他に精通した補助員を使用することができるものとする。

(資料の請求等)

第4条 検査員は、清算参加者の役員又は従業員に対し、検査の目的に照らして必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。

(検査員及び補助員の義務)

第5条 検査員及び補助員は、裁判所、監督官庁その他公的機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合その他正当な理由がある場合を除き、職務上知り得た秘密(一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。)を他に漏らしてはならない。

(検査員及び補助員の責任)

第6条 検査員は、清算参加者が、本規則に基づき行う検査に関し損害(検査員が前条の義務に違反したことにより清算参加者に生じた損害を除く。)を受けることがあっても、検査員に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

2 前項の規定は補助員の場合について準用する。この場合において、「検査員」とあるのは「補助員」と読み替えるものとする。

(清算参加者の義務)

第7条 清算参加者の役員及び従業員は、検査員から第4条に規定する要求があった場合には、次に掲げる場合その他正当な理由がある場合を除き、これを拒否することができない。

- (1) 当該要求に応じた場合に、当該清算参加者が法令（外国の法令を含む。）又は第三者と締結した契約に違反することとなる場合
- (2) 当該要求が当該清算参加者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密又は外国におけるこれに相当するものをいう。）の開示を求めるものである場合

(検査の実施方法及び時期)

第8条 当社は、業務方法書第21条の規定により必要があると認めるときは、その必要な限度において、清算参加者に対する検査を行うものとする。

- 2 検査は、清算参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当社が当該清算参加者から提出される書類により十分な検査を行うことが可能と認めるときは、当該清算参加者が当社に提出する書類により行うものとする。
- 3 当社は、前項の規定により清算参加者の店舗に臨んで検査を行う場合において、その店舗が外国及び国内にあるときは、まず国内の店舗を対象として検査を行うものとし、当該検査において十分な資料又は情報が得られない場合に限り、外国の店舗を対象とする検査を行うものとする。
- 4 検査は、清算参加者の営業時間内に行うものとする。ただし、当社が検査の目的及び緊急性その他の事情に照らして必要と認められる場合に限り、その必要の限度において、営業時間外に行うことができるものとする。

(検査の通知)

第9条 当社は、清算参加者の店舗に臨んで検査を行う場合は、あらかじめ、当該清算参加者に対して、検査の目的及び検査の開始日、検査の方法、検査員の氏名その他必要な事項を書面により通知する。

(検査員証明書の提示)

第10条 検査員は、検査業務開始に当たり、清算参加者に検査員証明書を提示する。

(検査終了の通知)

第11条 当社は、検査を終えた場合は、遅滞なく検査が終了した旨を当該清算参加者に通知する。

付 則

本規則は、平成23年7月19日から施行する。